

佐賀県新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化緊急補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制の強化を図り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に適切に対応するため、医療機関等及び医療従事者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関等 医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）及び郡市医師会をいう。
- (2) 感染症指定医療機関 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第14項に規定する第一種感染症指定医療機関及び同条第15項に規定する第二種感染症指定医療機関をいう。
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者等 新型コロナウイルス感染症患者及び疑い患者をいう。
- (4) 感染症患者等入院医療機関 新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関をいう。
- (5) 医療従事者 医療機関において医療提供に従事する者をいう。
- (6) 重点医療機関 感染症患者等入院医療機関のうち、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和4年4月1日医政発0401第10号・健発0401第3号・薬生発0401第28号厚生労働省医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長連名通知）により定められた「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）3（16）エ（ア）に規定する「新型コロナウイルス感染症重点医療機関」として、知事が別に指定する医療機関をいう。
- (7) 協力医療機関等 感染症患者等入院医療機関のうち、国実施要綱3（2）エ（ク）に規定する「新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関」として、知事が別に指定する医療機関及び協力医療機関に準ずるものとして知事が認めた医療機関をいう。
- (8) 特定二次救急医療機関 救急医療機関のうち知事が別に指定するものをいう。

- (9) 救急医療機関 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条の規定により告示された救急病院又は救急診療所をいう。
- (10) 帰国者・接触者外来等 「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者外来、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき「診療・検査医療機関として、知事が別に指定する医療機関」及び「感染症専用の外来部門」をいう。
- (11) 地域外来・検査センター 「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」（令和2年4月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき委託される行政検査を集中的に実施する機関をいう。
- (12) 救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関 救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等をいう。
- (13) 特定機能病院等 特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関をいう。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月1日以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

(交付の対象事業等)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助事業者、補助金の交付の対象経費、これに対する補助率、補助金額等は、別表1のとおりとする。ただし、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 この補助金の対象とする期間は、別表1のとおりとする。
- 3 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 補助事業者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 各事業区分の範囲を超えて補助金の配分を変更する場合又は、事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（民間事業者の場合は30万円以上）の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号 別表に規定する期間）を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（民間事業者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）」別表に規定する期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならないこと。

(7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収

入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第5号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告すること。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還すること。

- (11) 別表1（1）に規定する新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保支援事業における病床確保に関して、別表1（1）その他（5）に規定するとおり、県から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断ってはならない。
 - (12) 別表1（1）に規定する新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保支援事業における病床確保に関して、別表1（1）その他（6）に規定するとおり、G-MIS等により、入力を実際に行うことにより入院受入状況等を正確に把握できるようにしなければならない。
- 2 前条第3項の規定は、前項第2号の規定による変更又は同項第3号の規定による中止若しくは廃止の承認に準用する。
 - 3 第1項第2号の規定による変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は様式第2号のとおりとし、同項第3号の規定による中止又は廃止の承認を受けようとする場合の中止（廃止）申請書は様式第3号のとおりとする。

（申請の取下げ）

第6条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から30日間とする。

（状況報告）

第7条 補助事業者は、補助事業遂行の状況に関し、知事から報告の要求があった場合には、速やかにその状況を報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業（施設整備を行うものに限る。）に係る工事に着工した場合には、着工日から5日以内に、知事に報告しなければならない。
- 3 前項に規定する工事着工報告書は、様式第7号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して3月を経過する日又は令和4年9月30日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、知事が必要と認めるときは、概算払で交付することができるものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第6号のとおりとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第10条 知事は、規則第16条に規定するもののほか、補助事業者が第3条第3項及び第4項の規定に該当することが判明したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合には、当該取消しに係る部分についての補助金の返還を命ずることができる。

3 規則第16条及び第16条の2の規定は第1項の規定により取り消す場合に、規則第17条から第21条までの規定は前項の規定により返還を命ずる場合に、それぞれ準用する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表 1（第 3 条関係）

（1）病床確保支援事業

事業概要	新型コロナウイルス感染症患者等を確実に受け入れるため、医療機関に対して病床確保料及び消毒経費等を補助することにより必要な病床を確保する。
補助事業者	感染症患者等入院医療機関
基準額	<p>（1）病床確保料</p> <p>別表 3 のとおりとする。また、即応病床使用率（前 3 ヶ月間）が県平均の 70%を下回る医療機関については、別表 4 のとおりとする。なお、病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の実情によりやむを得ないと県が判断した場合はこの限りではない。</p> <p>※ 休止病床については、即応病床 1 床当たり休床 2 床まで（ICU・HCU 病床は休床 4 床まで）を補助の上限とする。</p> <p>（2）消毒経費等</p> <p>知事が必要と認めた額</p>
補助対象経費	新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるための病床の確保に必要な経費及び患者退院後の消毒経費。
補助率	10/10
補助金額	<p>次により算定された額とする。</p> <p>1 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>2 前項により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付する。</p>
補助対象期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 3 0 日
適用除外項目	第 7 条
その他	<p>（1）病床確保の対象となる病床は、県からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保した病床に限る（感染症病床及び新型コロナウイルス感染症患者等を受入れるために休床とした病床を含む）。これらの病床には、補助金が支給される間、新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を受入れてはいけないものとする。</p> <p>（2）病床確保の対象は空床に係る経費であり、空床日数については、以下①、②の日数の合計とする。</p> <p>①県からの要請に基づき病床を確保した日から新型コロナ</p>

	<p>ウイルス感染症患者等の入院前日まで</p> <p>②新型コロナウイルス感染症患者等の退院後、消毒等のため空床とした日数</p> <p>(3) 多床室で新型コロナウイルス感染症患者等を受入れ、当該患者等が使用しない病床を空床にせざるを得なかった場合、当該病床についても病床確保の対象とする。</p> <p>(4) 消毒に係る経費については、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」(平成30年12月27日健感発1227第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に準じて消毒等を行った場合に要した額を補助対象とする。</p> <p>(5) 病床確保料の補助対象となる感染症患者等入院医療機関は、県から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断らないこと。正当な理由なく患者を受入れなかった場合には、病床確保料の返還又は申請の取り下げを行うこと。</p> <p>(6) 病床確保料の補助対象となる感染症患者等入院医療機関は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)に病床の使用状況等の入力を実行することにより入院受入状況等を正確に把握出来るようにし、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システム(HER-SYS)に必要な情報の入力を行うこと。</p> <p>(7) 病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いることとし、県に処遇改善内容の報告をするものとする。</p> <p>(8) 当該事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする事業である。</p>
--	--

(2) 医療従事者の宿泊施設確保事業

事業概要	<p>新型コロナウイルス感染症患者等が入院する医療機関の機能を維持するため、医療従事者の宿泊施設を確保する。</p>
補助事業者	<p>ア 感染症患者等入院医療機関、特定二次救急医療機関、又は医務課長が必要と認めた医療機関において、令和2年4月1日以降、次に掲げるいずれかの事由に該当し、医療機関の長が認める宿泊施設への宿泊が必要と医療機関の長が認めた医療従事者</p> <p>(ア) 新型コロナウイルス感染症患者等の対応のため業務が深夜勤務など長時間となること(新型コロナウイルス</p>

	<p>ス感染症患者等の診療を行う部門の業務拡大に伴い間接的に影響を受ける部門における勤務も含む。)</p> <p>(イ) 乳幼児、小児、高齢者又は基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難であること</p> <p>(ウ) 感染が拡大している地域等に居住しており院内感染防止の観点から通勤が困難であること</p> <p>(エ) 新型コロナウイルス感染症患者等の対応のため医療機関周辺にて宿泊待機することが必要であること</p> <p>(オ) その他、新型コロナウイルス感染症患者等の対応のため医療機関の長が必要と認めたものであること</p> <p>イ 佐賀県 COVID-19 クラスター派遣医療チーム (C-CMAT) において医務課長が必要と認めた医療従事者</p> <p>ウ 上記ア (ア) から (オ) に該当する医療従事者の宿泊施設等を確保するため、宿泊施設等を借り上げ若しくは院内宿舎等を整備した感染症患者等入院医療機関、特定二次救急医療機関又は医務課長が必要と認めた医療機関</p>
基準額	<p>(1) 補助事業者ア、イ 1室1泊あたり 7,000 円 ただし、連泊した場合は上記の基準額に宿泊数を乗じて算出した金額を基準額とする。</p> <p>(2) 補助事業者ウ 宿泊施設等を借り上げた場合 1室1泊あたり 7,000 円 院内宿舎等の整備をした場合 知事が必要と認めた額</p>
補助対象経費	<p>宿泊費及び宿泊に必要な駐車料金 (宿泊費に含まれる諸経費や食事代等を含む。ただし、宿泊費に含まれない諸経費や食事代等は除く。)、宿泊施設等の借上げ費、院内宿舎等の整備費等</p>
補助率	10/10
補助金額	<p>基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>
補助対象期間	令和4年4月1日から令和4年9月30日
適用除外項目	第7条
その他	<p>※補助事業者ア、イに該当する場合は、第4条第1項中「様式第1号」とあるのは「様式第1号-2」と、第5条第3項中「様式第2号」とあるのは「様式第2号-2」と、第8条第1項中「様式第4号」とあるのは「様式第4号-2」と読み替えるものとする。</p> <p>※当該事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付</p>

	金を財源とする事業である。
--	---------------

(3) 感染症患者等入院医療機関設備整備事業

事業概要	感染症患者等入院医療機関において、入院患者に対する医療を提供するために必要となる病床及び医療資機材等の整備に要する経費を補助する。
補助事業者	感染症患者等入院医療機関
基準額	<p>(ア) 初度設備費 1床当たり 133,000円</p> <p>(イ) 人工呼吸器及び付帯する備品 1台当たり 5,000,000円</p> <p>(ウ) 個人防護具 1人当たり 3,600円</p> <p>(エ) 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円</p> <p>(オ) 簡易ベッド 1台当たり 51,400円</p> <p>(カ) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1台当たり 21,000,000円</p> <p>(キ) 簡易病室及び付帯する備品 実費相当額</p>
補助対象経費	<p>受入医療機関が対象設備を整備するための初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品）、使用料及び賃借料、備品購入費。</p> <p>・整備対象設備</p> <p>(ア) 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用品（消耗品）及び備品購入費</p> <p>(イ) 人工呼吸器及び付帯する備品</p> <p>(ウ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）</p> <p>※ 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を下記に示したので、整備する際には参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。</p> <p>(エ) 簡易陰圧装置</p> <p>(オ) 簡易ベッド</p> <p>(カ) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品</p> <p>(キ) 簡易病室及び付帯する備品</p>

	<p>※ 簡易病室とは、テントやプレハブ等簡易な構造を持ち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。</p>
補助率	10/10
補助金額	<p>次により算定された額とする。</p> <p>1 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>2 前項により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付する。ただし、算出された補助金額で1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
補助対象期間	令和4年4月1日から令和4年9月30日
適用除外項目	第7条
その他	※当該事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする事業である。

※参考 個人防護具に関する規格参考例

種別	規格参考例
マスク	<p>感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、NIOSH（米国労働安全衛生研究所）規格N95、または不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。</p> <p>顔面とマスクのフィットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひもで首周りとは後頭部を押さえる構造である。</p> <p>鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されている。</p>
ゴーグル	<p>防曇処理加工が施され、レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製である。次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清拭による消毒で再利用が可能である。眼鏡をかけた者でも装着が可能である。密封式タイプである。</p>
ガウン	<p>耐水性のある不織布素材である。</p> <p>長袖で体の前面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。</p> <p>業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留める締めひもを有する。</p>
グローブ	<p>水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素</p>

	<p>材である。</p> <p>手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有している。</p>
キャップ	<p>毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きのもの。</p> <p>マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないもの。</p> <p>不織布素材であること。</p>
フェイスシールド	<p>防曇処理加工が施され、眼鏡をかけた者でも装着可能である。</p>

(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業

事業概要	<p>帰国者・接触者外来等及び地域外来・検査センターの設備整備を支援する。</p>
補助事業者	<p>帰国者・接触者外来等及び地域外来・検査センター</p>
基準額	<p>(ア) HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）</p> <p>1 施設当たり 905,000 円</p> <p>(イ) HEPA フィルター付パーテーション</p> <p>1 台当たり 205,000 円</p> <p>(ウ) 個人防護具</p> <p>1 人当たり 3,600 円</p> <p>(エ) 簡易ベッド</p> <p>1 台当たり 51,400 円</p> <p>(オ) 簡易診療室及び付帯する備品</p> <p>実費相当額</p> <p>(カ) 知事が必要と認めた検査機器</p> <p>知事が必要と認めた額</p>
補助対象経費	<p>帰国者・接触者外来等及び地域外来・検査センターが対象設備を整備するために必要な需用費（消耗品）、使用料及び賃借料、備品購入費。</p> <p>・整備対象設備</p> <p>(ア) HEPA フィルター付空気清浄機</p> <p>(イ) HEPA フィルター付パーテーション</p> <p>(ウ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）</p> <p>※ 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を下記に示したので、整備する際には参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。</p>

	<p>(エ) 簡易ベッド</p> <p>(オ) 簡易診療室及び付帯する備品</p> <p>※ 簡易診療室とは、テントやプレハブ等簡易な構造を持ち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p> <p>(カ) 知事が必要と認めた検査機器</p> <p>※ 知事が必要と認めた検査機器とは、別表2のうち、知事が帰国者・接触者外来等及び地域外来・検査センターが新型コロナウイルス感染症に係る検査を行うにあたって必要と認める機器をいう。</p>
補助率	10/10
補助金額	<p>次により算定された額とする。</p> <p>1 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>2 前項により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付する。ただし、算出された補助金額で1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
補助対象期間	令和4年4月1日から令和4年9月30日
適用除外項目	第7条
その他	※当該事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする事業である。

※参考 個人防護具に関する規格参考例

種別	規格参考例
マスク	<p>感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、NIOSH（米国労働安全衛生研究所）規格N95、または不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。</p> <p>顔面とマスクのフィットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひもで首周りとは後頭部を押さえる構造である。</p> <p>鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されている。</p>
ゴーグル	<p>防曇処理加工が施され、レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製である。次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清拭による消毒で再利用が可能である。眼鏡をかけた者でも装</p>

	着が可能である。密封式タイプである。
ガウン	耐水性のある不織布素材である。 長袖で体の前面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。 業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留めるしめひもを有する。
グローブ	水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素材である。 手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有している。
キャップ	毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きのもの。 マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないもの。 不織布素材であること。
フェイスシールド	防曇処理加工が施され、眼鏡をかけた者でも装着可能である。

(5) 救急・周産期・小児医療体制確保補助事業（設備整備等事業）

事業概要	疑い患者が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療機関の体制確保を行うため、疑い患者を診察する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の院内感染防止に必要な設備整備等を支援する。
補助事業者	疑い患者を診療する医療機関として都道府県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関 ※保険医療機関に限る。ただし、疑い患者の受入れを行わない場合は、補助事業者とはならない。
基準額	<ul style="list-style-type: none"> ・初度設備費（新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要費（消耗品）及び備品購入費） 1床当たり 133,000 円 ・个人防护具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド） 1人当たり 3,600 円 ・簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000 円 ・簡易ベッド 1台当たり 51,400 円 ・簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額 <p>※簡易診療室とは、テントやプレハブ等簡易な構造を持ち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をい</p>

	<p>う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）1 施設当たり 905,000 円 ・ HEPA フィルター付パーテーション1 台当たり 205,000 円 ・ 消毒経費実費相当額 ・ 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品1 施設当たり 300,000 円 ・ 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器1 台当たり 1,500,000 円
補助対象経費	救急・周産期・小児医療機関において行う院内感染防止対策に必要な需用費（消耗品費、医薬材料費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
補助率	10/10
補助金額	<p>次により算定された額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 2 前項により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付する。ただし、算出された補助金額で1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
補助対象期間	令和4年4月1日から令和4年9月30日
適用除外項目	第7条
その他	※当該事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする事業である。

(6) 重点医療機関等設備整備事業

事業概要	重点医療機関等が行う高度医療向け設備の整備を支援する。
補助事業者	重点医療機関及び感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関
基準額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備対象設備 (ア) 超音波画像診断装置 1 台当たり 11,000,000 円 (イ) 血液浄化装置

	<p>1 台当たり 6,600,000 円 (ウ) 気管支鏡</p> <p>1 台当たり 5,500,000 円 (エ) C T 撮影装置等 (画像診断支援プログラムを含む)</p> <p>1 台当たり 66,000,000 円 (オ) 生体情報モニタ</p> <p>1 台当たり 1,100,000 円 (カ) 分娩監視装置</p> <p>1 台当たり 2,200,000 円 (キ) 新生児モニタ</p> <p>1 台当たり 1,100,000 円</p>
補助対象経費	<p>重点医療機関等が対象設備を整備するための使用料及び賃借料、備品購入費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備対象設備 (ア) 超音波画像診断装置 (イ) 血液浄化装置 (ウ) 気管支鏡 (エ) C T 撮影装置等 (画像診断支援プログラムを含む) (オ) 生体情報モニタ (カ) 分娩監視装置 (キ) 新生児モニタ <p>※ 新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備するものであることから、整備対象設備については、基本的にリースでの整備とすること。</p>
補助率	10/10
補助金額	<p>次により算定された額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 2 前項により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付する。ただし、算出された補助金額で1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
補助対象期間	令和4年4月1日から令和4年9月30日
適用除外項目	第7条
その他	※当該事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする事業である。

別表 2 (別表 1 (4) 関係)

品	目
1	滅菌器
2	電気冷蔵（冷凍）庫
3	遠心沈殿器
4	クリーンベンチ
5	安全キャビネット
6	遺伝子増幅装置
7	検体採取ボックス
8	遺伝子自動抽出装置
9	その他検査に必要な機器及び備品

別表3（別表1（1）関係）

①重点医療機関である特定機能病院等

・稼働病床の病床確保料の上限額

I C U 1床当たり 436,000円/日

H C U 1床当たり 211,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 74,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（I C U・H C U病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）

I C U 1床当たり 436,000円/日

H C U 1床当たり 211,000円/日

療養病床 1床当たり 16,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 74,000円/日

②重点医療機関である一般病院

・稼働病床の病床確保料の上限額

I C U 1床当たり 301,000円/日

H C U 1床当たり 211,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 71,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（I C U・H C U病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）

I C U 1床当たり 301,000円/日

H C U 1床当たり 211,000円/日

療養病床 1床当たり 16,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 71,000円/日

③協力医療機関

・稼働病床の病床確保料の上限額

I C U 1床当たり 301,000円/日

H C U 1床当たり 211,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 52,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（I C U・H C U病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）

I C U 1床当たり 301,000円/日

H C U 1床当たり 211,000円/日

療養病床 1床当たり 16,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 52,000円/日

④その他医療機関

・稼働病床の病床確保料の上限額

I C U 1床当たり 97,000円/日

重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 41,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 16,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（I C U・H C U病床（重症者・中等症者病床）は4床まで））

I C U 1床当たり 97,000円/日

重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 41,000円/日

療養病床 1床当たり 16,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 16,000円/日

別表4（別表1（1）関係）

①重点医療機関である特定機能病院等

・稼働病床の病床確保料の上限額

I C U 1床当たり 305,000円/日

H C U 1床当たり 148,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 52,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（I C U・H C U病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）

I C U 1床当たり 305,000円/日

H C U 1床当たり 148,000円/日

療養病床 1床当たり 11,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 52,000円/日

②重点医療機関である一般病院

・稼働病床の病床確保料の上限額

I C U 1床当たり 211,000円/日

H C U 1床当たり 148,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 50,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（I C U・H C U病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）

I C U 1床当たり 211,000円/日

H C U 1床当たり 148,000円/日

療養病床 1床当たり 11,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 50,000円/日

③協力医療機関

・稼働病床の病床確保料の上限額

I C U 1床当たり 211,000円/日

H C U 1床当たり 148,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 36,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（I C U・H C U病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）

I C U 1床当たり 211,000円/日

H C U 1床当たり 148,000円/日

療養病床 1床当たり 11,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 36,000円/日

④その他医療機関

・稼働病床の病床確保料の上限額

I C U 1床当たり 68,000円/日

重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 29,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 11,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（I C U・H C U病床（重症者・中等症者病床）は4床まで））

I C U 1床当たり 68,000円/日

重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 29,000円/日

療養病床 1床当たり 11,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 11,000円/日